

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年12月7日 午後2時57分～午後4時5分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森 満 晃
委員	中島 由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一 誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春 二

○その他の議員

議員 井上 勝 博

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊 郎	水道局長	落合 正 洋
総務課長	田代 健 一	水道管理課長	元石 功 一
文書法制室長	堀ノ内 孝		
観光・スポーツ対策監 兼観光・シティセールス推進課長	古川 英 利	議会事務局長	田上 正 洋
		議事調査課長	道場 益 男

○事務局職員

事務局長	田上 正 洋	主 幹	久米 道 秋
議事調査課長	道場 益 男	管理調査グループ員	榎 並 淳 司
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一	議事グループ員	柳 裕 子
主幹兼管理調査グループ長	久保 淳 一		

○審査事件等

- 1 陳情等の取扱いについて
- 2 今期定例会に付議される議案等について
 - (1) 提出議案等の概要説明
 - (2) 議案等の審議方法について

3 各種団体との意見交換会（1・2月）に係る対応班について

△開 会

○委員長（大田黒 博） それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠） それでは、皆さん、大変、本会議お疲れさまでございます。きょうの議題につきましては進行表のとおりでございますので、どうぞ、ひとつ御協力いただいて方向性を出していただきますようお願いいたします。

終わります。

△陳情等の取扱いについて

○委員長（大田黒 博） それでは、最初に陳情等の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった陳情等についてを事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男） それでは、資料1と添付をいたしております陳情書の写しを一緒にごらんいただきたいと思っております。

1番目と2番目の陳情は、下甌島の医療体制について、瀬戸上医師の継続雇用と出張診療所の継続を求めるものでございます。

1番は、市内所在の手打地区コミュニティ協議会ほか3団体から、2番目は、市内在住の小川公氏ほか8名から提出されたものでございます。

開会日前までに、同趣旨の陳情が3件提出されておりましたけれども、4日の持原議員の一般質問に対する市長答弁において、瀬戸上医師の当面の雇用継続と医療体制の見直しを白紙撤回にするなどの回答があったことなどから、状況変化により、本日午前中に1件の陳情が取り下げられたところでございます。

したがって、本日は記載の2件の取り扱いについて委員会付託とするのか、陳情の願意達成により文書配付とするのかといったことの手続きについて御判断いただくものでございます。

3番の陳情につきましては、市内在住の森永明子氏から提出されました、薩摩川内市の海岸に産

卵に来るウミガメの保護活動に関する陳情で、ウミガメの上陸状況、保護監視員の活動の広報など4項目を求めるものでございます。

ウミガメ保護につきましては、環境課の所管となっております。これまで、同趣旨の陳情が市民福祉委員会に付託され不採択となったところでございます。

4番目の陳情は、市内所在の川内つゆくさ会から提出されました陳情で、原発関連交付金の活用について意見募集をお願いする陳情ということで、コンベンションホールの建設に関して、パブリックコメント等を求めるというものでございます。

原発交付金とコンベンションホールに関することは、企画政策課の所管となっているところでございます。

次に、5番から13番までの陳情9件につきましては、原子力発電所の安全対策に関するものでございます。

5番と6番の陳情は、市内所在の川内原発建設反対連絡協議会から提出された陳情でございます。

5番は、実態に即した原子力防災訓練になるよう、全市民への周知徹底を求める陳情で、原子力防災訓練時の広報の充実化を求めるものでございます。

6番は、希望する住民への安定ヨウ素剤入手を検討することを求める陳情でございます。

それから、7番から9番の陳情につきましては、市内所在の川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内から提出された陳情でございます。

7番は、放射線モニタリングの測定のみによる避難計画の見直しを求める陳情で、モニタリングポスト25基が長時間計測不能となっていたことを受けて、写しの裏面になりますけれども、避難計画の見直しやモニタリングポストの信頼性の検証等を求めるものでございます。

8番は、川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設計画と60年運転に関する陳情で、30キロ住民を無視した九州電力の発言や発表に対して抗議を求めるというものです。

9番は、川内原発1号機の損傷した復水器細管の外観を撮影した映像と映像の公開を求める陳情ということで、これらの公開を九州電力に求めること、第三者による調査や規制庁にも調査を求めるといった内容のものでございます。

それから、10番から13番までの陳情につき

ましては、市内在住の武藤智子氏から提出されている陳情でございます。

10番は、原発事故時の妊産婦・乳幼児・児童の優先避難に関する陳情で、PAZ圏以外でも検討を求めるといったものでございます。

11番は、原発事故避難受け入れ先見学に関する陳情書で、受け入れ先見学の推進や、自家用車での避難訓練用のガソリン代負担などの働きかけをしてほしいといった内容でございます。

12番は、学校等における原子力防災に関する陳情で、原子力防災上必要な高性能マスク、雨がっぱ、長靴などを行政で準備してほしいといったものでございます。

13番は、安定ヨウ素剤に関する陳情で、安定ヨウ素の服用に関する事実、記載の事実を市内児童の父母に知らせよう教育委員会に働きかけてほしいといった内容でございます。

それから14番目でございます。同じく武藤智子氏から提出の陳情で、フッ化物洗口剤に関する陳情書で、フッ化物洗口剤であるフッ化ナトリウムが劇薬であるということ、厚生労働省も、今はこのフッ化物洗口は推奨していないといった事実を市内児童の父母に知らせよう、教育委員会に働きかけてほしいといった内容でございます。

それから、15番の陳情につきましても、同じく武藤智子氏から提出の陳情でございます。議員の採択理由を明確にすることを求める陳情ということで、採決に参加する議員は、賛成、反対の理由を明確にするよう求めるといった内容でございます。

陳情書（写し）には、採決権と表決権の言葉の使い間違いがございますけれども、議員の専属的権限に関するといったものまで陳情になじむのかなどといった疑問もあろうかと思っておりますけれども、事務局といたしましても、事務局受け付けの段階では内容の判断はできませんので、議員のほうでの御判断をよろしくお願ひしたいと思います。

その他の1件についてでございます。沖縄の米軍普天間飛行場の代替施設建設の早期実現等に関する意見書提出を求める陳情でございまして、11人の名護市議会議員から提出をされておりますけれども、市外からの陳情ということで、申し合わせにより議員配付の取り扱いとなるものでございます。

陳情がたくさん出ておりますけれども、申し合

わせに従いまして、取り扱い等について、議運での御協議をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、これから、提出された陳情の取り扱いを審査していきます。

まず、審査の進め方についてお諮りいたします。

今回提出のあった陳情のうち、1番目から2番目までは下甌島の地域医療体制に関する同じ趣旨の陳情でありますので、一括して審査を行いたいと思います。

また、5番目から13番目までの陳情についても、川内原子力発電所の安全対策に関するものでありますので、一括して審査を行いたいと思います。

については、そのように進めることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

それでは、1番目の下甌島の現行医療体制の堅持についての陳情書及び2番目の手打診療所所長「瀬戸上健二郎」医師の継続雇用を実現し、緊急・地域医療体制の低下及び住民の不安を取り除くための陳情についてですが、付託等の可否、付託先について、質疑、意見をお出ください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）特に意見がないようですが、市民福祉委員会に付託とすることでしょうか。

○委員（佃 昌樹）中身が何も変わらずに、そのままということで現行どおりということですので、陳情の趣旨はみなさん知る必要はあるだろうけれども、地元民が、いわば望んでいたとおりの中身の内容になったみたいですので、配付だけでいいんじゃないかなというふうに思うんですけど。

○議長（上野一誠）1件は、もう取り下げになりましたので、議長的には、この判断があったんですが、一応、陳情は、取り下げが現段階まで行われませんでしたので、一応、舞台上げなきゃいけないということから、今、佃委員がおっしゃったように、一応、この陳情は、医者確保ちゅうか移転・交代制を両方とも望まれていて、市長がこれに応える形で答弁しましたので、委員会付託というよりは、むしろ、もう文書配付という取

り扱いのほうがよりいいのかなど、議長的にも思っています。

したがって、委員各位がそれでいいということであれば、そのように処理させていただきたいと思います。

○委員長（大田黒 博）よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、文書配付、議員配付ということで取り扱いさせていただきます。御了承願います。

次に、3番目の薩摩川内市の海岸に産卵に来るウミガメの保護活動に関する陳情についてですが、ウミガメの保護に関する所管は市民福祉委員会のようにです。

これを踏まえて、付託の可否、付託先について質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、本陳情は委員会付託とし、付託先は市民福祉委員会とすることで御了承願います。

次に、4番目の原発関連交付金の活用について意見募集をお願いする陳情についてですが、原子力発電所に関する交付金の所管は企画経済委員会のようにです。

これを踏まえて、付託の可否、付託先について、質疑、意見をお出してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）企画経済委員会でもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、本陳情は委員会付託とし、付託先は企画経済委員会とすることで御了承願います。

次に、5番目の実態に即した原子力防災訓練になるよう全市民への周知徹底を求める陳情から、13番目の安定ヨウ素剤に関する陳情書についてですが、付託の可否、付託先について、質疑、意見をお出してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）原子力特別委員会でもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、これらの陳情は委員会付託とし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願います。

次に、14番目のフッ化物洗口剤に関する陳情書についてですが、付託の可否、付託先について、質疑、意見をお出してください。

○委員（川添公貴）この6番の安定ヨウ素剤を検討するよう求める陳情書については、趣旨は別にして、安定ヨウ素剤の入手希望者への配布または購入についてという、住民の健康保全を図ることという、購入を求めているので、市民福祉委員会のほうがいいと思いますが。

○委員長（大田黒 博）原特よりも。

○委員（川添公貴）そうそう。だから、予算を伴うことだし、市民の健康問題なんで。

○委員（小田原勇次郎）ただ、原特には市民健康課は入りますよね。ヨウ素剤に関連については、説明は。

○委員（川添公貴）入りますよ。入るけど、購入とかいうことなんで。

○委員長（大田黒 博）事務局どうでしょうか。

○委員（川添公貴）1番に、「記」って書いてある。

○委員（小田原勇次郎）原因が、やっぱり原子力ですから、原特ですよ。

○委員長（大田黒 博）今のは、陳情書の文書写しが、ずっとありますけれども、これの8ページです。8ページの「記」の「1 安定ヨウ素剤の入手希望者への配布、購入について検討」、この文面。

○委員（佃 昌樹）安定ヨウ素剤の配布は、これは市民健康課の所管になるから。

○委員（小田原勇次郎）配布については、今まで原特で議論をしているんですよ。

○委員（佃 昌樹）配布はね。実際は、原特に市民健康課が出てこにや、いかんもん。

○委員（小田原勇次郎）そうです、そうです。実際は、今はそうしているんですよ。そして、一度、森満議員が質問されて、分散配布も原特で説明がなされているんですよ。

だから、それは、原特の中で春田部長が答弁するんですけど、原特の委員会の中で。

○委員（佃 昌樹）なら、この購入についてって、もう購入されとるわけでしょう。

○委員（川添公貴）安定ヨウ素剤の購入は医師の処方箋がいるから、たぶん売らないです。

○委員（佃 昌樹）医師の処方箋って言ったって、処方のあり方は、既往性があるって、それで、

その既往性に対してヨウ素が適用するのか不適用なのか、そのことだろ。そのヨウ素剤の丸錠が毒性の強いものであるという認定にはなっていないから、普通の薬だから、粉末は毒性が強くて、なってるよ、粉末の場合は。だけど、この丸錠は普通の薬ということで、既往症の人たちが飲む薬と、どうなのかということ医者判断する、薬剤師が判断する、こうなってくる。

○委員長（大田黒 博）ちょっと協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時13分休憩

~~~~~

午後3時14分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）本会議に戻します。陳6、ヨウ素剤の入手の検討の件は、原特でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願います。

次に、14番目のフッ化物洗口剤に関する陳情書についてですが、付託の可否、付託先について、質疑、意見はございませんか。

○委員（佃 昌樹）本当は市民健康課なんだけど、だけど、実際の現場は学校なんだな。だから、これ二つとも必要なよ。二つとも必要。

教育長が平成24年に質問したのを読み返してみたら、教育長が市でやりますって言うてるわけ。市でやりますって言うているということは、その前、それをずっとお膳立てしてきたのが市民健康課だったわけで、それを学校でっていう場所提供になってしまった。

いろんなインフルエンザの注射とか、それからワクチンとか、あれも学校は医療行為をしないってなっている。それで、しかし学校を使うわけ。主管はどこかっていったら市民健康課である。インフルエンザのワクチンのそれを集めたり、ワクチンの、その液をきちっと用意したりっていうのは、インフルエンザで医師が来て注射をすると、そんなあれになっている。学校は場所を提供すると、本来はそれだけだ。

○委員長（大田黒 博）分割付託しますか。

○委員（川添公貴）いや、分割はできません。

下がいっちゃせかなか。

○委員長（大田黒 博）ですね。

○委員（川添公貴）教育委員会でそれやって、総務文教委員会でするしかなかです。

○委員長（大田黒 博）事務局、考えがありませんか。

○議事調査課長（道場益男）今、委員が悩んでらっしゃる部分かと思えます。

実際、詳しく薬剤のことがわかるのは市民健康課で、実態とすると、現場では学校のほうがやっているとというようなことでございまして、それでは、この陳情をどちらでするのかという話になったときに、両方というよりはどちらかの審査がしやすい、議員として意見を聞いて判断をしやすいのはどちらかというような立場で取り扱いの委員会を御決定いただければというふうな気持ちでございまして。

陳情の下のほうにも教育委員会に働きかけることということを書いてございまして、なかなか所管のほうに聞いても、何か答えが出てくるのかなというなのが疑問なところがあるのが1点と、事前に学校教育課にも聞きましたけど、教育委員会のほからも、何も言うことは特にございませんというような反応だったということと、市民健康課のほうは、それなりのことも回答があるのかなというような形で、事前に両課に聞いた反応は以上のようなところでございました。

以上です。

○事務局長（田上正洋）若干、補足しますけど、フッ化物洗口を導入するときに、もともと進めてきたのは市民福祉部でした。それがまず基本です。

それと、陳情のこの趣旨ちゅうのが、フッ化物の、このフッ化ナトリウムが、この陳情書を読む限り劇薬であるとか、それから厚労省の云々という、この情報について市内全域の児童の父母に知らせてほしいということを教育委員会に働きかけてくれという内容ですので、事務局としては、総務文教委員会よりも市民福祉委員会のほうが審査はやりやすいのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）どうでしょうか。市民福祉委員会のほうでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、本陳情は委員会付託とし、付託先は市民福祉委員会とするこ

とで御了承願います。

次に、15番目の議員の採決理由を明確にすることを求める陳情書についてですが、付託の可否、付託先について、質疑、意見はありませんか。

○委員（今塩屋裕一）これは、議員への文書配付でよろしいのではないかと思いますけど。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、本陳情は議員への文書配付とすることで御了承願います。

次は、その他であります。これは提出者が市外のものでありますので、文書配付にとどめる取り扱いにしたいと思いますが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いは文書配付とすることで御了承願います。

以上で、陳情等の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室します。しばらくお待ちください。

〔当局職員入室〕

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（大田黒 博）当局はおそろいですか。次に、今期定例会に付議される議案等の審議方法についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、受理陳情が12件ございます。

先ほど御協議いただきましたとおり、陳情第19号については12月10日の市民福祉委員会に、陳情第20号については12月11日の企画経済委員会に、陳情第21号から29号までについては、資料2-3、会期及び会期日程に記載のとおり14日開催予定の川内原子力発電所対策調査特別委員会に、陳情第30号については12月10日の市民福祉委員会に、それぞれ付託してはとを考えます。

次に、裏面をごらんください。提出予定議案は5件であります。資料2-2、付議事件一覧もあわせてごらんください。

議案第303号は財産の無償譲渡議案であり、

東郷温泉ゆったり館の建物7棟及び温泉権1カ所について、普通財産に変更後、宿泊及び付随サービス提供施設として使用することを条件に、平成28年4月1日株式会社ゼネラルインターナショナルへ無償譲渡しようとするため議会の議決を求めるもの。

議案第304号は財産の無償貸し付議案であり、東郷温泉ゆったり館の敷地2万7,703.43平方メートルを普通財産に変更後、宿泊及び付随サービス提供施設用地として使用することを条件に、平成28年4月1日から30年間株式会社ゼネラルインターナショナルへ無償貸し付けしようとするため、議会の議決を求めるものであり、以上の2件は12月11日の企画経済委員会に。

次に、議案第305号は、水道事業の設置等に関する条例及び簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部改正であり、安全で安定した水道水の供給のため、本土地域の簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業に統合し、また、里及び上甑地域の簡易水道事業を上甑島簡易水道事業に、下甑及び鹿島地域の簡易水道事業及び飲料水供給事業を下甑島簡易水道事業に、それぞれ再編するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

2ページをごらんください。

議案第306号は財産の無償貸し付け議案であり、黒木温泉公衆浴場の土地1筆及び建物2棟を普通財産に変更後、公衆浴場として使用することを条件に、平成28年4月1日から5年間、有川商店有限会社へ無償貸し付けしようとするため、議会の議決を求めるもの。

議案第307号は財産の無償譲渡議案であり、大村温泉公衆浴場の土地2筆建物2棟及び温泉権1カ所について、普通財産に変更後、公衆浴場として使用することを条件に、平成28年4月1日、有川商店有限会社へ無償譲渡しようとするため、議会の議決を求めるものであり、以上の3件は12月11日の建設水道委員会に、それぞれ付託してはと考えます。

なお、議案第305号については、簡易水道事業施設の廃止を伴うことから、特別多数議決の対象、すなわち議長を含む出席議委員の3分の2以上の同意が必要となります。

根拠規定は、地方自治法第244条の2第2項及び市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条であります。

次に、今後の提出予定議案等ですが、最終日に専決処分報告1件が予定をされているようです。

最後に、資料2-4、使用料見直しに関する議案に係る本会議の議事運営についてをごらんください。

今期定例会においては、使用料見直し議案が32件提出されておりますが、議事運営の効率化のため、平成23年12月定例会における取り扱いと同様、議案番号が連続する場合には一括処理してはと考えます。

具体的には、中ほどの四角囲みに記載のとおり、委員長報告の後、通常1件ずつ質疑、討論、採決となりますが、連続する使用料見直し議案の審議に入った際に、討論通告がなく簡易採決を予定する場合には、質疑、討論、採決をそれぞれ一括して行ってはというものです。

なお、反対討論のある議案については起立採決となりますので、一括処理はできないこととなります。

2ページ以降をごらんください。

提出議案一覧ですが、2件以上連続する使用料見直し議案、すなわち一括処理の可能性がある議案の組み合わせについて、太線で囲んでみました。この四角囲みの組み合わせごとに一括処理の可能性があるということになります。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありますか。

○水道局長（落合正浩）それでは、議案第305号につきまして補足説明をいたします。

条例改正の内容につきましては、議案つづりその4の305-2ページ、3ページに記載してございますので、これにつきましては、説明は割愛させていただきます。

現在、県・国への手続の進捗状況についてですが、まず、水道事業につきまして、本土地域の16簡易水道事業と1飲料水供給事業を廃止し水道事業に統合するもので、簡易水道事業等の廃止届けを11月16日付で県知事にいたしております。

これに伴う水道事業の変更認可申請を、11月19日付で厚生労働大臣にいたしました。また、甌地域の簡易水道につきまして、上甌島、下甌島、それぞれに再編する認可申請を9月18日付で県

知事宛て行っております。

簡易水道事業につきましては、既に県知事認可を得たところですが、水道事業の厚生労働大臣認可につきましては厚生労働省と協議をしておりますが、これが調っていることから、年度内には認可される予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（大田黒 博）ほかにはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議方法についての審査を終了いたします。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時30分休憩

~~~~~

午後3時30分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで本会議に戻します。

次に、各種団体との意見交換会（1月・2月）の対応班についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）資料3をごらんいただきたいと思っております。

各種団体との意見交換会の開催候補一覧といたしまして、1・2月開催分の団体を掲載いたしております。全部で6団体でございます。それぞれの対応班等について御説明いたします。

まず、左のほうに番号を振ってございますが、一番目の薩摩川内市企業連携協議会、こちらのほうが1班の順番に対応ということで、1班の対応ということで書いてございます。

それから2番目、鹿児島県建設業協会川内支部、こちらにつきましては2班の対応、それから3番、4番がJA北さつまでございます。3番のほうが果樹、園芸、茶業各部会でございます。4番目が畜産・水稲の各部会でございます。

対応班につきましては、3番の部会が3班・4班、4番目の畜産・水稲各部会が1班・2班ということで書いてございます。一つの分を二つの班で対応という形に書いてございますが、このJA北さつまのほうに関しましては、備考に書いてございますが、議員全員との全体会を希望されているということで、同じ日に議員全員に来ていただきたいというような御希望もございました。そういうことで、部会につきましては、ちょうど半分ずつの対応というような形でされてはということでございます。

それから5番目が、薩摩川内市のシルバー人材センターでございまして、こちらにつきましては3班、6番目の薩摩川内市観光物産協会については4班ということで、こちらについては、2月の中旬以降の対応であれば可能だということでございます。

1・2月の開催につきましては、各班2回ずつの開催ということになってまいります。

それから懇親会の希望につきましては、2番目の建設業協会川内支部につきましては、懇親会の開催希望はございませんでしたが、残りの団体につきましては、懇親会を希望されるということでございます。

それから、JA北さつまにつきましては二つの班で対応ということになりますので、今後、班代表者会議等によりまして、分担を決めていただく必要もあろうかと考えるところでございます。

それから、下から半分の表につきましては、1班から4班までが、これまで、各公募、各種団体との対応という形でこれまで対応されてこられました結果等について記載をしたところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、各種団体等の意見交換会の対応班については説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

ここで意見交換会の班代表者会議について、議長から何かございますか。

○議長（上野一誠）今、JAの関係で3番、4番、説明がありましたけれども、二班ずつがそれぞれ3、4に、分かれて対応しなきゃいけないことから、まず分科会が先に行われると思います。それで、その後に全体会議に入っていくというふうに思っておりますので、そうしたときに2班がそれぞれ対応するとなると、一応、どちらかは座長的な、考え方もまとめて整理をしておく必要がありますし、全体会を、誰が一応、座長をしていくかという等々も含めて協議が必要でございますので、これは、また18日の本会議終了後に、全協が終わった終了後に、一応、班の代表者会を座長の副議長のほうでお願いを申し上げて、その詰めに御協議いただくということをお願いしたいと思っておりますので、一応、それぞれ、また会派に帰られたら、そのようにお伝えをいただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○委員（川添公貴）JA北さつまは、さつま町も入っているんですか。

○議長（上野一誠）さつま町も入っている。

○委員（川添公貴）さつま町も全体会には来入るんですか。

○議長（上野一誠）交渉はどうなっていたっけ。さつま町のほうに申し入れをしてありますから……。

○議事調査課長（道場益男）こちらの分につきましては、JA北さつまの農家の方ではなくて、JA北さつまの——一応、各部会を所管されている職員の方々が——中心になるということなどで聞いております。

その際、さつま町の職員の方がいらっしゃるかどうかということまで、ちょっと把握はしておりません。

以上です。

○委員（川添公貴）JA北さつまはわかるんですけど、園芸部会とか部会長は、たしか農家なん

ですよね、全部。だから、その部会が来るのであれば、部会長を含めその部会主が来るんじゃないかと、J A北さつまの職員との意見交換会ちゅうわけですか。

○議事調査課長（道場益男）結論からいうと、そのような形になろうかと思います。

以上です。

○議長（上野一誠）一応、今の件は、申し入れをした流れの中で、それぞれの団体の皆さん方の判断を尊重するという捉え方から、今回、J Aとしては、こういう形をお願いできないかという御要望でありましたから、そのように。私的には、本当は農家を入れてもらったほうが、より話を進める部分がありますけど、もし、もう一回、そこあたりはまだ時間がありますので、できたら部会長等が農家の方であれば、それがかなうのであれば、またそういうことも一つ意見として申し入れはしておきたいと思います。

一応、北さつまの判断に任せて、あとそれぞれの団体の判断に任ずという流れになっているものですから。私的には、職員もそれは大事なんですけど、やっぱり農家の方々と、本来、話をしたほうがより効果的な意見交換もできるのかなというのがありますから。

○委員長（大田黒 博）ただいま議長から説明がありましたが、このことについて、何か皆さん方からほかにありませんか。

○委員外委員（新原春二）今回の意見交換会の班割りについてなんですが、それぞれ常任委員会を各班に分けて、今回は開催をしています。

したがって、常任委員会の担当の箇所ではなくて、それぞれ1班、2班、3班、4班として、全体の意見を集約するっていうふうになってますので、今回の一般質問の中でも、総務文教委員会でこうした意見交換はしたんだがちゅう話がありましたので、それについては、議会としては、1班、2班、3班、4班という分け方をしてありますので、中身はそれぞれ常任委員会ですけども、呼び方として、全体的な意見を把握をするという意味からすれば1班、2班、3班、4班ということですので、それぞれ、また各会派に帰られたら、その旨、周知をお願いいたします。

○委員長（大田黒 博）ありませんね。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、J A北さつまの対応については、ただいま議長、副議長から説明のあったとおり、班代表者会議を開催して調整していくこととなりますので御了承ください。

以上で、各種団体との意見交換会（1月・2月）に係る対応班についてを終わります。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時40分休憩

~~~~~

午後4時 5分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（大田黒 博）閉会したいと思います  
が御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、  
以上で議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 大田 黒 博